

子供の事故防止に関する 経済産業省の取組

経済産業省

商務情報政策局製品安全課

キッズデザイン賞の取組

- 子どもの身体・行動特性等が配慮され、子どもの安全性に優れたデザイン等を「キッズデザイン」として表彰。
- 第10回となる平成28年度は、優秀賞として「経済産業大臣賞」4点を選出し、子どもの製品事故の削減につながる取組みを後押し（NPO法人キッズデザイン協議会主催）。



KIDS
DESIGN
AWARD

経済産業大臣賞

キッズデザイン賞

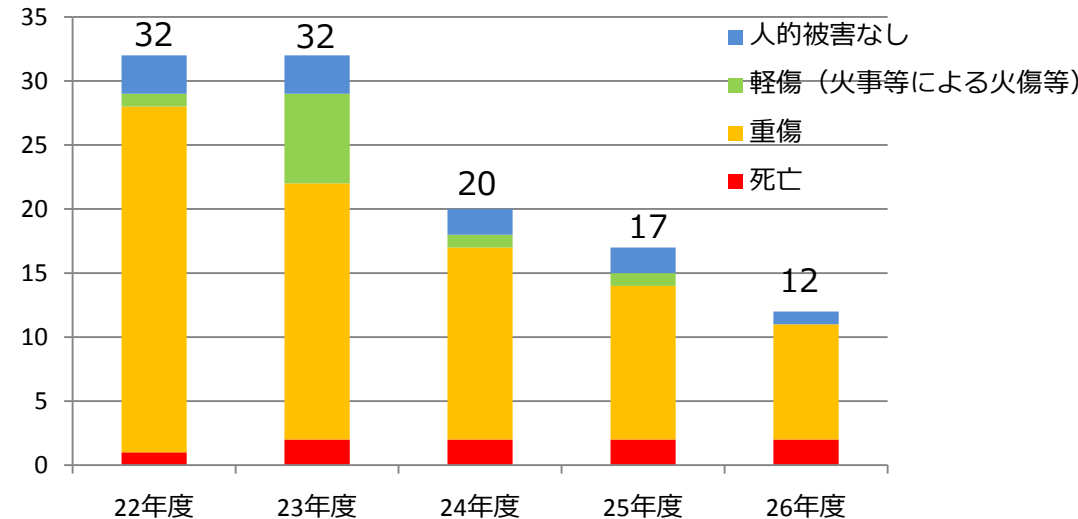


誤飲対応マーカー



指はさみ防止ドア

【参考】10歳未満の製品事故による被害状況の推移（作成：NITE）



10歳未満の子どもによる製品重大事故の発生件数は、平成22年度では32件であったが、平成26年度では**12件**と**減少傾向**にある。

小学校高学年向け消費者教育事業（製品安全教育）

- 小学校高学年の児童を対象に、製品安全を確保するための、事業者、消費者の役割や、製品の安全を示すマークの意味を学ぶことができる教材を開発。
- 外部講師による出前授業に加え、小学校教師が自ら授業を行う方式での普及も目指し、教員向けの手引きも作成。
- 平成28年度は、全国5箇所の小学校でモデル授業を実施予定。今後、更なる普及を目指し、関係機関等へ働きかけを行っていく。

平成28年度実施予定小学校

兵庫県太子町立龍田小学校	1クラス（18人）
兵庫県太子町立斑鳩小学校	2クラス（76人）
大阪府堺市東三国丘小学校	3クラス（105人）
神奈川県横浜市立三ツ境小学校	4クラス（125人）
東京都墨田区立曳舟小学校	4クラス（123人）

平成27年度小学校製品安全教育モデル授業風景



「使い捨てライター」の規制品目追加

- 使い捨てライターを使用した子供の火遊びによる火災事故を防止するため、消費生活用製品安全法の対象品目に使い捨てライターを追加。（平成23年9月完全施行）
- 子供が簡単に着火できない、着火レバーが重いライター（ハードブッシュ式）や、着火に2段階の操作が必要なライター（ダブルアクション式）が販売。

1. 規制内容

○規制の対象となるライターは、
使い捨てライター（いわゆる100円ライター）や多目的ライター（いわゆる着火マン）のうち、燃料の容器と構造上一体となっているもので、容器にプラスチックを用いたもの。

○技術基準では、
構造、強度、耐久性等の製品の安全性を求めるとともに、子供が簡単に操作できない対策（チャイルドレジスタンス機能）を義務付け。

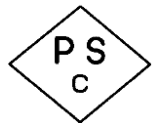


2. ライター規制の効果

○ライターを発火源とする火遊びによる火災は、大幅減少。
東京消防庁管内では、規制前に10件近く発生していた5歳以下の子供の火遊びによる火災が、平成25年は3件。（うち、2件は規制前のライターによるもの、1件は不明）

※消安法の規制（菱形PSCマーク）

製造業者・輸入業者は、国の定める技術基準に適合し、**登録検査機関の証明書を保管し、PSCマークをライターに表示**する義務がある。



「レーザーポインター」の規制品目追加

- 出力過大な粗悪品が玩具として普及したことに伴い、子供の重大事故（ほぼ失明）が発生したことを踏まえ、消費生活用製品安全法の対象品目にレーザーポインターを含むレーザー製品を追加。（平成13年3月完全施行）
- レーザー光線の出力を規制（玩具はクラス1まで）し、レーザー光線の放出状態を維持する機能を有することを原則禁止。

1. 規制内容

○規制の対象となるレーザー製品は、可視光線を外部に照射して、点、文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、容易に持ち運びができるもの。

○技術基準では、レーザー出力、製品全長を含む構造、放出状態維持機能又は異常時対応機能の有無、出力安定回路の義務付け等の製品の安全性を求める。

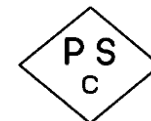


2. レーザー製品規制の効果

○レーザー出力規制に加え、カプセル玩具（通称：ガチャガチャ）としての販売ができなくなったことで、粗悪品の流通が減少。規制前に年間数件程度発生していた子供による重大事故が、規制後は報告されていない。

※消安法の規制（菱形PSCマーク）

製造業者・輸入業者は、国の定める技術基準に適合し、**登録検査機関の証明書を保管し、PSCマークをレーザーポインター本体に表示**する義務がある。



「乳幼児ベッド」（消安法の指定製品）の運用改正①

背景

- 使用者（保護者等）の誤使用等によるものと考えられる乳幼児の転落事故の発生

乳幼児用ベッドの運用・解釈通達の改正（平成26年4月1日施行） ※消費生活用製品安全法の運用改正

乳幼児の転落事故等を防止するための使用上の注意事項の追加

- ①出生後24月以内の乳幼児が使用する旨（使用時期の明確化）
- ②使用後は前枠を所定の位置に戻す旨
- ③つかまり立ちが出来るようになる時期（概ね出生後5月以上）の目安を追記
- ④つかまり立ちが出来るようになったらベッドに足がかりとなる物を入れない旨

図表示による注意事項の明確化

左記、②及び③について、注意事項を文字で記載することに加えて、使用者が認識しやすいように図表示を貼付すること。



「乳幼児ベッド」(消安法の指定製品)の運用改正②

消費者向け周知チラシを作成

乳幼児用ベッドを使用する保護者の皆様へ

～安全に使用する上での注意事項～

乳幼児がベッドから転落する事故が発生しています。
乳幼児用ベッドを安全に使用するために、
保護者の皆様は、以下の点にご注意ください。

**前枠(扉)を下げたまま目を
離した際に寝返りして転落!**



床板上段使用時

**使用を終えたらすぐに前枠(扉)
を元の位置に戻して下さい**

**つかまり立ちをして
柵を乗り越えて転落!**



床板上段又は
中段使用時

**つかまり立ちをしたら、
(早ければ生後5ヶ月から)
床板を最下段にして下さい**

**25ヶ月以上の幼児が
使用して乗り越えて転落!**



床板下段使用時

**乳幼児用ベッドの使用年齢は
24ヶ月以内です**

**おもちゃや折り畳んだ布団
などを足がかりにして転落!**



**足がかりとなる物を、ベッドの
中に入れないで下さい**

PSC

乳幼児用ベッドの使用上の注意

PSC

- ① 前枠が開閉式やスライド式の乳幼児用ベッドは、前枠を下げたまま目を離すと、乳幼児が転落する危険があります。使用を終えたらすぐに、前枠を所定の位置に戻して下さい。
- ② 床板の位置を調整できるベッドは、乳幼児がつかまり立ちができるようになったら(早ければ生後5ヶ月から)、床板を最下段に置いて使用して下さい(床板・キャスターを外して、サークルとして使用する乳幼児用ベッドもあります。)



前枠を上げま
しょう



床板を下げま
しょう

- ③ 乳幼児用ベッドは、生後24ヶ月以内の乳幼児が使用するものです。
- ④ 乳幼児がつかまり立ちできるようになったら(早ければ生後5ヶ月から)、足がかりとなる物をベッドの中に入れないで下さい。
- ⑤ ベッドの支柱に、乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かることがないように、注意して下さい。
- ⑥ 止め金具やねじ等を点検し、しっかりと締めつけた状態で使用して下さい。
- ⑦ マットレスや敷布団等は、本体との間にすき間があると危険ですので、必ず、すき間のないものを使用して下さい。
- ⑧ マットレスや敷布団等を使用する際は、乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下する高さとならないように、注意して下さい。

乳幼児用ベッドは、「消費生活用製品安全法」の指定品目であり、安全基準を満たした製品には、PSCマークが貼られています。